

座間市教育委員会6月定例会議事日程

1 開 会

2 会期の決定

3 会議録署名委員の指名

4 教育長報告

5 案 件

(1) 議案

ア 座間市教育委員会職員の人事について

イ 教育関係予算案に関する意見の申出について

ウ 令和4年度使用教科用図書の採択方針について

エ 座間市就学援助要綱の一部を改正する要綱

(2) 協議

郷土資料館整備について

(3) 報告

県費負担教職員の任用について

6 閉 会

座間市教育委員会 6 月定例会議事運営要領

日 時	令和3年6月9日(水) 午前9時30分
場 所	座間市役所5階 教育委員会室
会 期	令和3年6月9日 1日間
前回定例会 年 月 日	令和3年5月12日
会 議 録 署名委員	小井田委員 馬場委員
経過報告	木島教育長

No.	議案番号	議 案 事 項 名	提案説明者
1	24	座間市教育委員会職員の人事について	教育部長
2	25	教育関係予算案に関する意見の申出について	教育部長
3	26	令和4年度使用教科用図書の採択方針について	教育指導課長
4	27	座間市就学援助要綱の一部を改正する要綱	学校教育課長

No.	協議番号	協 議 事 項 名	説明者
1	1	郷土資料館整備について	生涯学習課長

No.	報告番号	報 告 事 項 名	報告者
1	7	県費負担教職員の任用について	学校教育課長

経 過 報 告

令和3年6月9日定例会

実施月日	曜	事 業（行事）等 の 内 容	出席教育委員等
5月12日	水	定例教育委員会	教育長、教育長職務代理者、小井田委員、馬場委員、鈴木委員
5月13日	木	東原小学校3年生庁舎見学	教育長
5月14日	金	ひばりが丘小学校3年生庁舎見学	教育長
5月17日	月	入谷小学校3年生庁舎見学	教育長
5月18日	火	中原小学校3年生庁舎見学	教育長
5月24日	月	立野台小学校3年生庁舎見学	教育長
5月24日	月	消防救助技術指導会選考対抗戦	教育長
5月25日	火	相模が丘小学校3年生庁舎見学	教育長
5月25日	火	市長定例記者会見	教育長
5月25日	火	市スポーツ・文化振興財団定時評議員会	教育長
5月27日	木	全国学力・学習状況調査視察(相武台東小学校、座間中学校)	教育長
5月28日	金	市議会第2回定例会開会・総括質疑	教育長
5月31日	月	旭小学校3年生庁舎見学	教育長
5月31日	月	第14回座間市新型コロナウイルス感染症対策本部会議	教育長
6月1日	火	中原小学校運動会	教育長
6月3日	木	小学校運動会(相模野小学校、相武台東小学校、立野台小学校)	教育長
6月4日	金	市議会第2回定例会 一般質問	教育長
6月7日	月	市議会第2回定例会 一般質問	教育長
6月8日	火	市議会第2回定例会 一般質問	教育長

議案第25号

教育関係予算案に関する意見の申出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき市長から意見を求められた別紙の教育関係予算案に関し、異議のない旨を申し出ることについて、座間市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和56年座間市教育委員会規則第9号）第4条第1項の規定に基づき別紙のとおり臨時代理をしたので、同条第2項の規定により承認を求める。

令和3年6月9日提出

座間市教育委員会

教育長 木島 弘

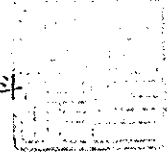
提案理由

令和3年度座間市一般会計補正予算について提案するものである。

座財発第45号
令和3年5月28日

座間市教育委員会
教育長 木島 弘 殿

座間市長 佐藤 弥 斗



令和3年座間市議会第2回定例会に提案する令和3年度座間市一般会計補正予算のうち教育に関する事務に係る部分に関する意見聴取について（協議）

このことについて、令和3年座間市議会第2回定例会に提案する令和3年度座間市一般会計補正予算のうち教育に関する事務に係る部分の議案を作成するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、意見聴取します。

事務担当
企画財政部 財政課 財政係
内線 3332, 3333

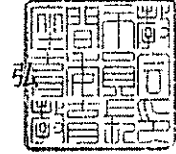
座教総収第3号

令和3年5月28日

座間市長 佐藤 弥斗 殿

座間市教育委員会

教育長 木島



令和3年座間市議会第2回定例会に提案する令和3年度座間市一般会計補正予算のうち教育に関する事務に係る部分に関する意見聴取について（回答）

令和3年5月28日付け座財発第45号で意見聴取された標記の件について、次のとおり教育委員会の意見を申し出ます。

教育委員会意見 異議なし

事務担当

教育部 教育総務課 庶務経理係

内線 3502, 3503

【歳出】

教育指導課

(中学校修学旅行保護者負担金軽減事業費)

(款) 10 教育費 (項) 03 中学校費 (目) 02 教育振興費 (節) 18 負担金、補助及び交付金

No.	細節	現計予算額	補正額	補正後予算額	増減額	概要説明
1	13 運営費等補助金	0	1,590	1,590	1,590	修学旅行の延期に伴う経費について保護者負担の軽減を図るため。
教育指導課 計		0	1,590	1,590	1,590	
歳出合計		0	1,590	1,590	1,590	

令和4年度使用教科用図書の採択方針について

令和4年度使用の座間市教科用図書を採択するに当たり、採択方針を別紙のとおりとすることについて議決を求める。

令和3年6月9日提出

座間市教育委員会

教育長 木島 弘

提案理由

県の令和4年度義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択方針に基づく座間採択地区としての方針について提案するものである。

座間採択地区令和4年度使用教科用図書採択方針

(1) 小・中学校における教科用図書については、無償措置法第14条の規定に基づき、前年度と同一の教科用図書を座間市教育委員会が採択する。

令和2年度に文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることになった教科用図書がある種目については、神奈川県教育委員会において新たに発行されることとなった教科用図書についての調査研究の結果のほか、令和2年度における採択の理由や検討の経緯及び内容等を踏まえて座間市教育委員会が採択する。

(2) 特別支援学級における教科用図書については、「特別支援学校用教科書目録」に登載されているもの又は学校教育法附則第9条第1項の規定による「一般図書」のうちから座間市教育委員会が採択する。

令和4年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針

神奈川県教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第10条の規定に基づき、令和4年度に義務教育諸学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）において規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。以下同じ。）において使用する教科用図書（学校教育法第34条第1項（同法第49条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）及び附則第9条に規定する教科用図書をいう。以下同じ。）について、市町村の教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長の行う採択に関し、その基準等を定めるとともに、教科用図書採択地区内における市町村立の小学校、中学校、義務教育学校の前期課程及び後期課程において使用する教科用図書の採択方法について、神奈川県教科用図書選定審議会の答申に基づき、次のとおり定める。

1 令和4年度義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について

- (1) 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、並びに特別支援学校の小学部・中学部において使用する教科用図書は、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（以下「一般図書（特別支援学校・学級用）」という。）を除き、それぞれの「教科書目録（令和4年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択すること。なお、一般図書（特別支援学校・学級用）の採択は、毎年度、新たな図書を採択することができる。
- (2) 教科用図書採択地区（以下「採択地区」という。）における教科用図書選定審議会等（以下「審議会等」という。）の諮問機関は、教科用図書の採択についての審議の結果において、種目ごとの種類を絞り込むことなく、すべての調査研究の結果を報告すること。
- (3) 複数市町村で採択地区を構成する場合、当該採択地区内の市町村教育委員会は、協議により組織や運営に関する規約を定めて、教科用図書の採択について協議を行うための協議会（以下「採択地区協議会」という。）を設け、調査研究を行い、その協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

その際、協議に臨む前に各教育委員会としての採択方針等を事前に定め、予め公表することにより、採択事務の手續について明確にしておくこと。
- (4) 採択権者は、適正かつ公正な採択の確保及び開かれた採択の推進を図る観点から、採択事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲で、採択地区における審議会等の委員名、採択にいたる経過、採択理由など教科用図書採択に係る情報について積極的な公開に努めること。
- (5) 採択権者は、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められないよう静ひつな採択環境を確保するとともに、採択に当たっては、いかなる疑念の目も向けられることのないよう関係者の意識の啓発に努めること。
- (6) 神奈川県教科用図書選定審議会の設置期間終了後に教科用図書を採択する必要がある場合は、小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の結果（令和2・3・4・5年度用）、中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の結果（令和3・4・5・6年度用）、中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の結果「社会（歴史的分野）」（令和4・5・6年度用）等を利用し、採択すること。

2 教科用図書採択基準について

- (1) 各発行者が作成する「教科書編修趣意書」、県教育委員会の「調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択すること。
- (2) 採択権者の権限と責任において、公明・適正を期し、採択すること。
- (3) 採択地区における児童・生徒、学校、地域等の特性を考慮して採択すること。

3 1つの市町村で教科用図書採択地区を構成している場合の採択方法について

市町村教育委員会が単独で教科用図書を採択するため、次のとおり、採択地区に審議会等を置くことが望ましい。

この審議会等の機能及び組織は、おおむね次のとおりである。

- (1) 教科用図書を調査研究し、採択のための資料を作成する。
- (2) 教科用図書に対する調査研究の資料等を活用し、種目ごとに教科用図書を調査研究し、その結果を報告する。
- (3) 審議会等は、おおむね次に掲げる機関・団体の構成員等から選出した者をもって構成する。
 - ア 教育委員会
 - イ 校長会
 - ウ 教育研究会
 - エ その他（保護者等）
- (4) 審議会等には、審議に必要な資料を作成するため、調査員会を置く。
- (5) 調査員会は、種目ごとの教科用図書を学習指導要領の内容の取扱いなどについて調査研究し、審議会等での審議に必要な資料を作成し、報告する。
- (6) 調査員は、学校教育に経験豊かな者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- (7) その他、審議会等における必要な事項は、審議会等が教育委員会の意見を聞いて定めることができる。

4 教科用図書採択地区内に2以上の市町村が存する場合の採択方法について

当該採択地区内の市町村教育委員会は、協議により規約を定めて、当該採択地区内の市町村立の小学校、中学校、義務教育学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための採択地区協議会を設け、その協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。採択地区協議会の機能及び組織は、おおむね次のとおりである。

- (1) 県教育委員会の教科用図書採択基準に基づき、採択地区の教科用図書を調査研究し、採択のための資料を作成する。
- (2) 教科用図書の調査研究に関する資料等を活用し、種目ごとに教科用図書を調査研究し、その結果を報告する。
- (3) 採択地区協議会は、採択地区協議会の規約の定めるところにより、当該採択地区内の市町村教育委員会が指名する委員をもって組織する。委員の選任については、当該採択地区内の市町村教育委員会の権限と責任が十分に反映されるよう留意することとし、おおむね次に掲げる機関・団体の構成員等から選出した者をもって構成する。

- ア 当該採択地区内の市町村教育委員会
- イ 校長会
- ウ 教育研究会
- エ その他（保護者等）

- (4) 採択地区協議会には、協議に必要な資料を作成するため、調査員会を置く。
- (5) 調査員会は、種目ごとの教科用図書を学習指導要領の内容の取扱いなどについて調査研究し、採択地区協議会での協議に必要な資料を作成し、報告する。
- (6) 調査員は、学校教育に経験豊かな者のうちから、採択地区協議会が委嘱する。
- (7) その他、採択地区協議会における必要な事項は、採択地区協議会が当該採択地区内の教育委員会の意見を聞いて定めることができる。

5 令和4年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点について

小学校若しくは中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、義務教育学校の特別支援学級又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において使用する教科用図書が、学習指導要領に定められた各教科の目標や本県の障がいのある児童・生徒の障がいの程度や発達の状態等に鑑み、題材等の取扱いが適切なものであるか、工夫や配慮がなされているかという視点に基づき、以下に具体的な「観点」の項目を定める。

ア 教科・種目に共通な観点

(7) 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連

- 「教育基本法（第1条、第2条）及び学校教育法（第30条2項・第49条）に基づき、学習指導要領において示された「資質・能力」の3つの柱で整理された各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか。
 - ・生きて働く「知識・技能」を習得するための工夫や配慮
 - ・未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成を図るための工夫や配慮
 - ・学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を涵養するための工夫や配慮

(イ) かながわ教育ビジョンとの関連

- 教育目標（めざすべき人間力像）に掲げた、次の内容に沿っているか。
 - ・ [思いやる力] 他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力を育てる。
 - ・ [たくましく生きる力] 自立した一人の人間として、社会をたくましく生き抜くことのできる力を育てる。
 - ・ [社会とのかかわる力] 社会とのかかわりの中で、自己を成長させ、社会に貢献する力を

育てる。

(ウ) 内容と構成

- 学習指導要領（平成 29 年告示）の改訂の要点を踏まえた工夫や配慮がなされているか。
 - ・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習活動に資する工夫や配慮
 - ・他教科との関連等、カリキュラム・マネジメントに資する工夫や配慮
- 学習指導要領の改訂における教育内容の主な改善事項等を踏まえた工夫や配慮がなされているか。
 - ・言語能力の確実な育成
 - ・伝統や文化に関する教育の充実
 - ・体験活動の充実
 - ・学校段階間の円滑な接続
 - ・情報活用能力の育成
 - ・児童・生徒の学習上の困難さに応じた工夫
- 児童・生徒にとって分かりやすく理解が深まるような構成上の工夫や配慮がなされているか。
- 内容の程度は、児童・生徒の発達の段階や障がいの状態及び特性等からみて適切であるか。
- 内容の選択と扱いは学習指導を進める上で適切であるか。
- 児童・生徒の生活や経験及び関心に対する工夫や配慮がなされ、かつ、自主的・自発的な学習を進める上での工夫や配慮がなされているか。
- 他の教科等及び自立活動との関連について必要に応じて工夫や配慮がなされているか。
- 一面的な見解だけを取り上げているところはないか。

(エ) 分量・装丁・表記等

- 各内容の分量とその配分は適切であるか。
- 体裁がよく、堅牢であり、児童・生徒が使いやすく、安全性にも工夫や配慮がなされているか。
- 文章表現や漢字・用語・記号・計量単位・図版等、児童・生徒が読みやすく理解しやすいような工夫や配慮がなされているか。

イ 教科・種目別の観点

教科・種目別の観点については、平成 32 年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点及び令和 3 年度使用中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点に準ずるものとする。

議案第27号

座間市就学援助要綱の一部を改正する要綱

座間市就学援助要綱の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年6月9日提出

座間市教育委員会
教育長 木島 弘

提案理由

就学援助の対象者及び交付額を改めるため提案するものである。

座間市就学援助要綱の一部を改正する要綱

座間市就学援助要綱（平成27年座間市教育委員会告示第15号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

体育実技用具費	準要保護	第1学年	実物交付とする。
---------	------	------	----------

」

を

「

体育実技用具費	準要保護	実施学年	実費とする。ただし補助基準額を上限とし、生徒1人につき在学中に1回の交付とする。
---------	------	------	--

」

に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の座間市就学援助要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。

座間市就学援助要綱新旧対照表（案）

現行				改正案			
別表（第4条関係）				別表（第4条関係）			
対象経費	対象者		交付額	対象経費	対象者		交付額
	要保護・ 準要保護 の別	対象学年 等			要保護・ 準要保護 の別	対象学年 等	
(略)				(略)			
体育実技 用具費	準要保護	第1学年	実物交付とす る。	体育実技 用具費	準要保護	実施学年	実費とする。 ただし補助基 準額を上限と し、生徒1人 につき在学中 に1回の交付 とする。
(略)				(略)			

協議第1号

郷土資料館整備について

郷土資料館整備について協議を求める。

令和3年6月9日提出

座間市教育委員会

教育長 木島 弘

協議理由

令和3年3月に提出された「郷土博物館整備に係る提言」を受けて、教育委員会の意見をとりまとめるため協議するものである。

『郷土博物館整備に係る提言』協議予定一覧

提言項目	協議予定	行数
1 はじめに		20
(1) 座間市郷土資料館整備事業検討委員会について		14
(2) 博物館の定義について		15
(3) 施設の名称について		18
(4) なぜ郷土博物館が必要なのか	6月	31
2 座間市におけるこれまでの経緯と現状		
(1) 旧歴史民俗資料館の整備と解体	7月	33
(2) 市史編さん事業における資料収集	7月	20
3 郷土博物館を整備するにあたって必要なもの		
(1) 場所	8月	50
(2) 組織	9月	22
(3) 展示物	9月	3
(4) 建設費	9月	24
(5) 市民の声	9月	7
4 郷土博物館整備後の運営	10月	7
(1) 郷土博物館整備後の組織	10月	11
(2) 資料収集・保管	10月	7
(3) 展示	10月	45
(4) 資料の調査・研究	11月	5
(5) 教育・普及活動等	11月	10
(6) ボランティアの導入	11月	9
(7) その他サービス	11月	3
(8) 管理・運営費等	11月	23
5 おわりに		10

※表中「行数」が無い項目はタイトルのみです。

※資料編収録の資料も随時添付します。

※12月には、協議した結果の確認を行う予定です。

6月定例教育委員会 協議資料

(「郷土博物館整備に係る提言」より抜粋)

1 はじめに

(4) なぜ郷土博物館が必要なのか

ここでは、郷土博物館がその役割を果たすために必要となる機能について提案する。次に示すように、郷土博物館に求められる機能は文化財保護のみではない。市民の宝である文化財を広く活用し、地域に還元していくことが必要である。

ア 考古遺物・古文書・民具・無形文化財等を含む文化財を収集・記録、調査・研究し、保管する

地域の特性・歴史に関する資料は、放置しておけば劣化あるいは散逸し、後世に伝わらなくなってしまう。このことに対し、学芸員の調査・研究を通して資料を収集・記録し、適切に管理された収蔵庫で永く保管できる郷土博物館が必要である。

イ 文化財を公開し、市民に郷土の歴史・文化を広く伝える

文化財を適切に保管していても、収蔵庫に収めたままでは市民がそれについて研究したり、学んだりすることが出来ない。このため、テーマを設定するなどして解りやすく、また常に見学できるよう展示し、さらに展示物について研究し、詳しく解説できる学芸員を配置した郷土博物館が必要である。

ウ 学校教育との連携

学習指導要領では、小学校・中学校・高等学校の授業において、博物館の活用を図るものとされている。児童・生徒の学習の質を高めるため、豊富な展示物を備え、学習の助けとなる学芸員を配置した郷土博物館が必要である。

エ 市民による郷土史研究・地域研究等の学習拠点

郷土の歴史や文化に興味をもつ人々が有機的に結びつき、学芸員による学習支援の下で研究会等の活動を行う拠点として、郷土博物館は地域に必要不可欠な存在である。また、学習成果をもってボランティア活動等に取り組む人材が育成されることも期待できる。

オ 市民の文化交流・コミュニティ・地域振興の拠点

市民の活動が活発に展開されれば、子どもと大人、あるいはサークルとボランティア団体等の利用者同士が影響しあい、より豊かな文化的土壌が醸成されることになる。このような文化センターの役割を果たすため、郷土博物館が必要である。